

広島県公安委員会告示第33号

交通安全活動推進センターに関する規則（平成10年国家公安委員会規則第3号）第3条第1項の規定により、広島県交通安全活動推進センターである財団法人広島県交通安全協会から次のとおり名称及び事務所の名称の変更について届出があったので、同条第2項の規定により公示する。

平成23年4月25日

広島県公安委員会

委員長 水 野 勝

1 変更の内容

(1) 名称

新名称 一般財団法人広島県交通安全協会

旧名称 財団法人広島県交通安全協会

(2) 事務所の名称

新名称 一般財団法人広島県交通安全協会

広島県交通安全活動推進センター

旧名称 財団法人広島県交通安全協会

広島県交通安全活動推進センター

2 変更年月日

平成23年4月1日